

## 更生計画変更計画（案）に対する債権者の議決権行使結果について

更生会社ハウステンボス株式会社（所在地：長崎県佐世保市）管財人 竹内大介・桃尾重明により株式会社エイチ・アイ・エス（所在地：東京都新宿区）との基本合意書（平成22年2月12日付）に基づき、東京地方裁判所に同年2月22日付けで提出しました「更生計画変更計画（案）」の債権者による議決権行使期間が昨日（平成22年3月23日）で終了しましたので、投票集計結果を下記の通りお伝え致します。

### 記

#### （1）集計結果

議決には、下記の「更生担保権」と「一般更生債権」の両方で可決要件を超える事が必要ですが、両債権種別とも可決要件を大幅に上回り「可決」されました。

#### （2）内容

##### 更生担保権

可決要件 ~ 議決権総額の75%以上の同意。

投票結果 ~ 議決権総額の100%（全員）の同意を頂きました。

##### 一般更生債権

可決要件 ~ 議決権総額の50%超の同意。

投票結果 ~ 議決権総額の98.1%の同意を頂きました。

#### （3）付記事項

投票権者数は、更生担保権が9名、一般更生債権者が45名です。

以上

（ニュースリリースについてのお問い合わせ先）  
ハウステンボス株式会社 企画本部 広報室 高田・中平（なかひら）  
TEL 0956 - 27 - 0138 FAX 0956 - 27 - 0025  
<http://www.huistenbosch.co.jp>